

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

おいらせ町は、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザIDやパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

## 評価実施機関名

おいらせ町

## 公表日

令和7年12月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であり、特定個人情報を以下的事務で取り扱う。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①予防接種の実施対象者の把握</li><li>②予防接種の実施に関する事務</li><li>③予防接種事故災害補償に関する事務</li><li>④予防接種に係る実費徴収に関する事務</li><li>⑤予防接種実施者の記録及び保存に関する事務</li><li>⑥その他上記事務に関する事務</li><li>⑦新型インフルエンザ予防接種</li></ul> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li><li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li><li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li></ul>
③システムの名称	健康管理システム (Apple's 2010総合) 団体内統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム (VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理対象者台帳ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項、別表第一第10項、別表第一第93の2</li><li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li><li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二第16の2・17・18・19・115の2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	おいらせ町総務課 〒039-2192 青森県上北郡おいらせ町中下田135-2 電話0178-56-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	おいらせ町総務課 〒039-2192 青森県上北郡おいらせ町中下田135-2 電話0178-56-2111
9. 規則第9条第2項の適用	
[ ]適用した	

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1万人以上10万人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和3年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和3年12月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ 委託しない ]
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ 提供・移転しない ]
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ 接続しない(入手) ] [ 接続しない(提供) ]
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(デジタル庁)の留意事項等を遵守している。

## 9. 監査

実施の有無

[  ] 自己点検

[  ] 内部監査

[  ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[  ] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="radio"/> ] 十分である
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、事業毎に必要最小限の担当職員に限定されるため、リスクへの対応は十分であると考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月6日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 松林 由範	環境保健課長 柏崎 勝徳	事後	人事異動による
平成30年4月6日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	おいらせ町企画財政課 〒039-2192 青森県上北郡おいらせ町中下田135-2 電話0178-56-	おいらせ町総務課 〒039-2192 青森県上北郡おいらせ町中下田135-2 電話0178-56-2111	事後	担当課訂正による
令和1年6月24日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	環境保健課長 柏崎 勝徳	環境保健課長	事後	取扱いの変更
令和1年6月24日	IV リスク対策			事後	新様式への変更
令和2年3月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和2年1月31日 時点	事後	評価再実施による
令和2年3月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和2年1月31日 時点	事後	評価再実施による
令和2年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情	実施しない	実施する	事後	内容の変更
令和2年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情		番号法第19条第7号、別表第二第16の2・17・18・19項	事後	内容の変更
令和2年3月10日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	内容の変更
令和2年3月10日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供や移転(委託や情	提供・移転しない	十分である	事後	内容の変更
令和2年3月10日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続	接続しない(入手)	十分である	事後	内容の変更
令和2年3月10日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続	提供しない(接続)	十分である	事後	内容の変更
令和2年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	環境保健課	保健こども課	事後	機構改革、人事異動による
令和2年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	環境保健課長	保健こども課長	事後	機構改革、人事異動による
令和3年2月24日	I 1②事務の概要欄		「新型インフルエンザの予防接種」追記	事後	内容の変更
令和3年2月24日	I 3法令上の根拠欄		「別表第1項第93の2」追記	事後	内容の変更
令和3年2月24日	I 4②法令上の根拠欄		「別表第2項第115の2」追記	事後	内容の変更
令和3年6月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法律の改正による
令和4年1月6日	I 1②事務の概要欄	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であり、特	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であり、特定	事後	
令和4年1月6日	I 1③システムの名称欄	健康管理システム(Apple's 2010総合) 団体内統合宛名システム	健康管理システム(Apple's 2010総合) 団体内統合宛名システム	事後	
令和4年1月6日	I 3法令上の根拠欄	・番号法第9条第1項、別表第一第10項、別表第一第93の2	・番号法第9条第1項、別表第一第10項、別表第一第93の2	事後	
令和4年1月6日	II 1いつ時点の係数か	令和3年1月31日 時点	令和3年12月31日 時点	事後	
令和7年12月24日	IV リスク対策			事前	新様式への変更